

著作権判例ダイジェスト

～キャッチフレーズの著作物性、写真の翻案～

業務部 知的資産専門部会 委員 上辻 靖夫

1. スピードラーニング事件

平成26年(ワ)第21237号 著作権侵害差止等請求事件

(平成27年3月20日判決 東京地方裁判所民事第29部)

原告：英会話教材「スピードラーニング」の新聞広告、ウェブ広告を行う。

被告：英会話教材「エブリデイイングリッシュ」の新聞広告、ウェブ広告を行う。

原告の広告：スピードラーニング	被告の広告：エブリデイイングリッシュ
新聞広告、ウェブサイト広告のキャッチフレーズ	新聞広告、ウェブサイト広告のキャッチフレーズ
1 音楽を聞くように英語を聞き流すだけ 英語がどんどん好きになる	1 音楽を聞くように英語を流して聞くだけ 英語がどんどん好きになる
2 ある日突然、英語が口から飛び出した！	2 音楽を聞くように英語を流して聞くことで 上達／英語がどんどん好きになる
3 ある日突然、英語が口から飛び出した	3 ある日突然、英語が口から飛び出した！
	4 ある日、突然、口から英語が飛び出す！

原告は、原告キャッチフレーズについて、「思想又は感情を創作的に表現したもの」(著作権法2条1項)であって、「著作物」であると主張した。被告は、「原告キャッチフレーズ1は、原告商品の使い方を事実として説明するものであり、音楽を聞くように英語を聞き流すだけで、英語がどんどん好きになるという原告商品を使用した場合の効能を事実として表現したもの」であり、「単に事実を報告したものにすぎず、作成者の精神活動は全く表現されていない」から、「思想感情を表現したものではない」とした。

東京地裁は、『「創作的に表現したもの」というためには、当該作品が、厳密な意味で、独創性の発揮されたものであることまでは求められないが、作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要である。文章表現による作品において、ごく短かく、又は表現に制約があって、他の表現が想定できない場合や、表現が平凡でありふれたものである場合には、作成者の個性が現れていないものとして、創作的に表現したものということはできない。』とし、各キャッチフレーズについて、「表現としても平凡かつありふれた表現というべきであって、作成者の思想・感情を創作的に表現したものとは認められない。」と判示した。

(参考①：スピードラーニング事件控訴審判決)

平成27(ネ)10049号 著作権侵害差止等請求控訴事件

(平成27年11月10日判決 知的財産高等裁判所)

知財高裁では、控訴人（一審原告）は、俳句の例を持ち出し、「創作性の有無は、思想・感情の創作的表現であるか否かという問題であって、その本質は長さの点にはない。俳句の例からも明らかなように、短い表現であるからといって、一つのカテゴリとして一律に創作性を否定することはできず、結局、創作性の有無は、問題となる具体的表現内容に即して表現ごとにケースバイケースで判断されるべき」であるとして著作物性は肯定されるべきであるとした。これについて知財高裁は、原審の判断に誤りはないとした。

(参考②：チャイルドシート事件)

平成13年(ワ)第2176号 損害賠償請求事件

平成13年5月30日 判決 東京地方裁判所民事第29部

交通標語の著作物性が争われた事案である。原告は交通標語の制作者であり、被告は社団法人日本損害保険協会及び株式会社電通であった。

原告が「ボク安心 ママの膝(ひざ)より チャイルドシート」という標語を制作し、財団法人全日本交通安全協会が主催した平成6年秋の全国交通安全スローガン募集に応募したところ、優秀賞に選定され日刊紙の第1面に掲載された。被告協会は平成9年度後半の交通事故防止キャンペーンとして、チャイルドシート装着を訴えるための啓発及び宣伝をするため、被告電通にその宣伝の依頼をし、被告電通は、「ママの胸より チャイルドシート」というスローガンを作成し、被告らは協議の上、前記宣伝として被告スローガンを各テレビ局に放映させた。

原告は、このテレビ放映は著作権を侵害するものであるとして、損害賠償を請求した。ここでは、これらスローガンの著作物性について紹介したい。

著作権法による保護の対象となる著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものである」ことが必要である。「創作的に表現したもの」というためには、厳格な独創性までは求められないものの、「作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない」としたうえで、以下のとおりの判断を示した。

「原告は、親が助手席で、幼児を抱いたり、膝の上に乗せたりして走行している光景を数多く見かけた経験から、幼児を重大な事故から守るには、母親が膝の上に乗せたり抱いたりするよりも、チャイルドシートを着用させた方が安全であるという考えを多くの人に理解してもらい、チャイルドシートの着用習慣を普及させたいと願って、『ボク安心 ママの膝(ひざ)より チャイルドシート』という標語を作成したことが認められる。そして、原告スローガンは、3句構成からなる5・7・5調(正確な字数は6字、7字、8字)調を用いて、リズムカルに表現されていること、「ボク安心」という語が冒頭に配置され、幼児の視点から見て安心できるとの印象、雰囲気表現されていること、「ボク」や「ママ」という語が、対句的に用いられ、家庭的なほのぼのとした車内の情景が効果的かつ的確に描かれているといえることなどの点に照らすならば、筆者の個性が十分に発揮されたものといえることができる。したがって、原告スローガンは、著作物性を肯定することができる。」

なお、著作権侵害の有無については、「ママの膝」と「ママの胸」とでは与えるイメージ(子供の年齢、

抱きかかえた姿勢等)に相違があること等に触れ、いくつかの共通点があったとしても、「なお実質的に同一のものということとはできない。」から、「被告スローガンは、原告スローガンについて原告が有する複製権を侵害しない。」と判示した。

2. 舞妓事件

平成26年(ワ)第10559号 著作権侵害差止等請求事件

(平成28年7月19日 判決 大阪地方裁判所第21民事部)

原告：主に舞妓をモデルにした絵画を販売

被告：日本画家

画家A：日本画家

原告は、日本画制作の題材とするため、1か月に1回のペースで舞妓の写生会(デッサンや写真撮影)を開催し、デッサン又は撮影した写真を模写した日本画を販売していた。原告は自ら撮影した写真(以下「原告写真」という。)を画家Aに提供し、制作の参考にするようにと告げた。画家Aは高齢ということもあり、自ら制作することはなく、原告から提供された写真を知人の被告に渡し、制作の参考にするよう告げた。被告は、渡された3枚の写真をもとに4枚の日本画を制作し、展覧会で展示した。

原告は、展覧会において、原告が撮影した写真をもとにした日本画があることを知り、原告写真をもとに日本画を制作する行為は、原告の著作権(翻案権)及び著作者人格権(同一性保持権)を侵害し、制作した日本画を展示会で展示する行為は、原告の著作権(展示権)、著作者人格権(公表権)を侵害するとして、原告撮影写真の翻案の差止請求、被告制作絵画の展示、譲渡の差止及び廃棄請求、並びに損害賠償請求を行った。

まず、原告写真の著作物性、権利の帰属主体について、大阪地裁は、「写真が著作物として認められ得るのは、被写体の選択、シャッターチャンス、シャッタースピードの設定、アングル、ライティング、構図・トリミング、レンズの選択等により、写真の中に撮影者の思想又は感情が表現されているからであり、したがって写真は、原則として、その撮影者が著作者であり、著作権者となるというべきことになる。」としたうえで、原告写真を構成する本件写真②について、「黒髪のを踊る最中の舞妓を、ほぼ正面の位置で、舞妓とほぼ同じ目の高さから連写の方法で撮影したものであるが、舞の最中の舞妓が視線を落とした一瞬を切り取り、舞妓を正面からほぼ同じ目の高さで撮影するという、撮影位置、撮影タイミング及び撮影アングルを選択したのは撮影者の原告であり」、原告写真は、「このことにより、撮影者である原告の思想又は感情が創作的に表現されているといえるから、これによりその著作物性が肯定され得る。」とした。他の写真についても同様に著作物性を認め、原告写真の著作権の帰属主体は原告であると認定した。

被告の行為が著作権侵害及び著作者人格権侵害に該当するか否かについて、大阪地裁は、被告絵画の全体的構成は原告写真の構図と同一であり、原告写真の被写体となっている舞妓を模写したと一見して分かる舞妓を原告写真の撮影方法と同じく、正面の全く同じ位置、高さから見える姿を同じ構図で描いていることで原告写真の「本質的特徴を維持しているが、その背景を淡い単色だけとし、さらに舞妓の姿が全体的に平面的で淡い印象を受ける日本画として描かれることにより創作的な表現が新たに加えられたもので

あるから、これに接する者が」原告写真の「表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物が創作されたものとして」、原告写真を翻案したものであることができたため、被告による被告絵画の制作行為は、原告写真に係る「翻案権を侵害する行為である。」とした。

また、被告は原告写真の表現を上記のとおり改変しており、原告が被告に対して原告写真を利用した絵画の制作を許諾した事実は認められないため、被告の被告絵画制作行為は、原告「写真に係る同一性保持権を侵害する行為である。」とし、被告制作絵画の展示、譲渡の差止及び廃棄請求の点についても請求を容認した。

(参考③：廃墟写真事件)

平成23(ネ)10010号 損害賠償等請求控訴事件(著作権)

平成23年5月10日 判決 知的財産高等裁判所第2部

原審・東京地方裁判所 平成21年(ワ)第451号

控訴人(原告)は、「廃墟」を被写体とする写真(いわゆる「廃墟写真」)を撮影する写真家であるが、「被控訴人(被告)が控訴人撮影の原告各写真と同一の被写体を撮影して被告各写真を作成し、これを掲載した被告各書籍を出版及び頒布するなどした行為は、控訴人の有する原告各写真の著作物の著作権(翻案権、原著作物の著作権者としての複製権、譲渡権)及び著作者人格権(氏名表示権)を侵害する」等とした事案である。

知財高裁は、著作物について「翻案」(著作権法第27条)といえるためには、「当該著作物が、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えたものであることがまず要求され(最高裁平成13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁「江差追分事件」)、この理は本件における写真の著作物についても基本的に当てはまる。」としたうえで、原告写真は、「被写体が既存の廃墟建造物であって、撮影者が意図的に被写体を配置したり、撮影対象物を自ら付加したものでないから、撮影対象自体をもって表現上の本質的な特徴があるとはできず、撮影時季、撮影角度、色合い、画角などの表現手法に、表現上の本質的な特徴があると予想される。」という観点から、原告写真と被告写真は撮影方向、撮影時期の相違、写りこまれた対象(植物)の有無における相違も認められ、何より「撮影対象自体に本質的な特徴があるということとはできないことにかんがみると」、被告写真をもって原告写真の翻案と認めることはできないとした。

控訴人(原告)が「廃墟」を作品写真として取り上げた先駆者として、世間に認知されていたとしても、「廃墟写真を作品として取り上げることは写真家としての構想であり」、「廃墟が既存の建築物である以上、撮影することが自由な廃墟を撮影する写真に対する法的保護は、著作権及び著作者人格権を超えて認めることは原則としてできないというべきである。」と判示した。